

【案】

清瀬市認可保育園の保育料について
(答 申)

平成25年12月
清瀬市使用料審議会

目 次

はじめに	1
1. 清瀬市の財政状況	2
2. 保育事業概要	3
① 施設・定員・待機児童数の状況	
② 保育料の仕組み	
③ 認可保育園の運営費	
3. 保育料の適正化	6
4. 付言	8
◇ 資料	
審議経過	9
委員名簿	10
清瀬市使用料審議会条例	11

◆はじめに

清瀬市では健全財政の確立と効率的な行政運営を図るため、平成23年9月に「第4次清瀬市行財政改革実施計画」を策定した。この計画は、平成23年度から平成27年度までの5年間を計画期間とし、その中において、受益者負担の適正化は重要な施策として位置づけられている。この計画を受け、清瀬市使用料審議会は、平成25年8月23日に渋谷金太郎清瀬市長から、清瀬市認可保育園の保育料について審議し、適正化を図るよう諮問を受けた。

当審議会は、清瀬市長より委嘱された学識経験者や公募市民など10名の委員により構成され、全5回の会議を開催する中で、保育料等の現状把握、問題点についての検討を重ねてきた。これらを踏まえて、清瀬市認可保育園における保育料の適正化について審議し、当審議会としての結論をまとめたので、ここに答申する。

なお、本答申については、受益者負担の適正化・公平化を図ることで、行財政改革の一助として、公平性と透明性を確保し、効率的に市政運営されることを願うものである。

平成25年12月

清瀬市使用料審議会

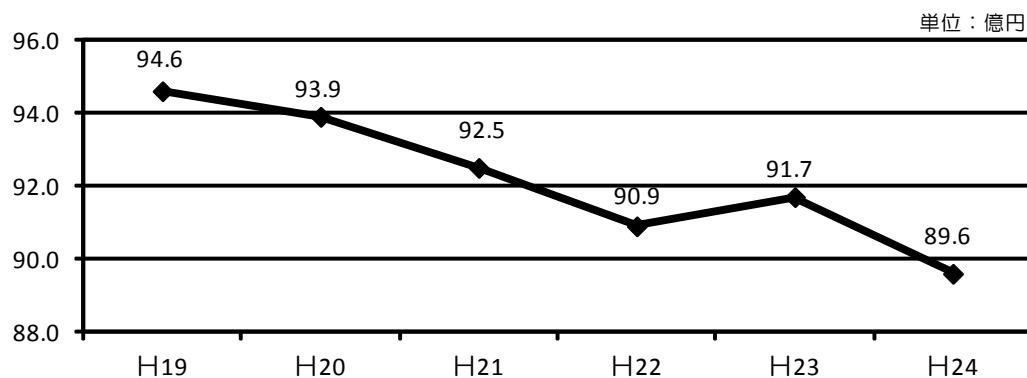
1. 清瀬市の財政状況

清瀬市の歳入の根幹である市税収入は、税制度の改正があった平成19年度以降、90億円を上回っていたが、平成24年度においては長引く景気の低迷の影響等により、90億円を下回る結果となった。一方、歳出においては、生活保護費や自立支援給付費などの扶助費が年々増加する中、平成24年度の歳出総額に占める民生費の割合が初めて50%を超えるという状況となっており、非常に厳しい財政運営を強いられている。

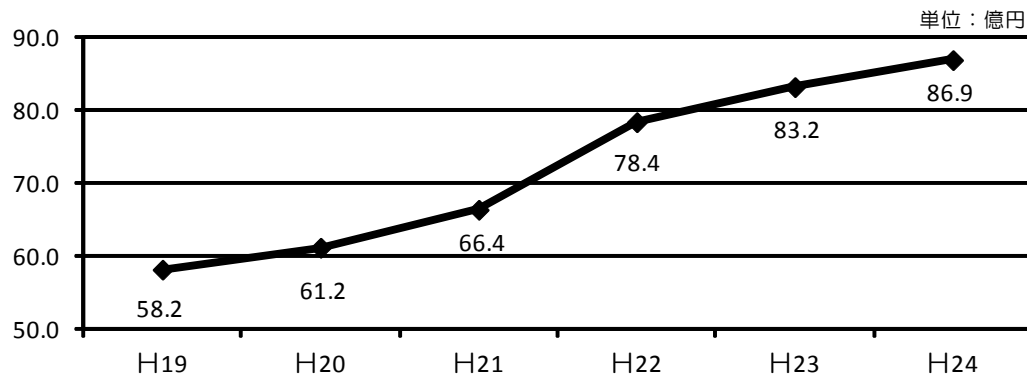
また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、清瀬市の平成52年度における64歳以下の人口が1万6,000人以上減少するのに対し、65歳以上の高齢者人口は5,000人以上増加すると見込まれている。このような少子高齢化の進展は、市税収入の減少や社会保障費の更なる増加を及ぼし、市財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況となることが見込まれている。

このような状況の中、今後も市民が安全に安心して暮らせるまちづくりを続けていくためには、行財政改革を推進し、安定的な財政運営に努めていく必要がある。

☆市税収入の推移



☆扶助費の推移



2. 保育事業概要

①施設・定員・待機児童数の状況

清瀬市は、これまで待機児童の解消を図るため、清瀬市実施計画（前期：平成21～24年度）に基づき、平成22年度に、きよせ保育園で定員34人の増加、すみれ保育園分園で定員26人の増加を図り、平成23年度には、きよせ保育園で更に定員66人の増加を図ってきたところである。

しかし、就業形態の変動や社会情勢を背景に、保育に対するニーズは高まり、待機児童数は増加傾向にある。このような中、更なる子育て環境の充実を図るため、清瀬市実施計画（後期：平成25～27年度）で保育園の民営化を図りつつ保育園定員の拡大を掲げ、今後、平成26年度に民設民営による保育園2園を新設し、平成27年度に公立保育園2園を廃止する一方、民設民営による保育園1園の新設及び1園の増築により、現在の定員数1,178人を平成27年度までに135人増の1,313人となるよう施設整備等を予定しており、待機児童の解消が見込まれている。

☆保育園数の推移

単位：園

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
公立	8	8	8	8	8	8	8	8	6
私立	5	5	5	6	6	6	6	8	9
合計	13	13	13	14	14	14	14	16	15

☆定員数の推移

単位：人

年齢	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
0歳	86	86	86	89	92	92	92	123	136
1歳	138	138	138	159	167	167	167	185	195
2歳	176	176	176	194	207	207	207	219	227
3歳	213	213	213	219	233	233	233	255	240
4歳	218	218	218	224	238	238	238	270	255
5歳	221	221	221	227	241	241	241	274	260
合計	1,052	1,052	1,052	1,112	1,178	1,178	1,178	1,326	1,313

☆待機児童数の推移

単位：人

年齢	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
0歳	3	3	2	2	5	18	2
1歳	14	22	14	7	6	29	27
2歳	14	14	23	8	2	5	20
3歳	5	3	3	6	2	1	2
4・5歳	5	6	1	1	3	0	1
合計	41	48	43	24	18	53	52

②保育料の仕組み

保育料は、児童福祉法に基づき、「家計に与える影響を考慮して保育の実施に係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができる」と定められており、自治体ごとに所得・児童の年齢に応じた応能・応益負担の考えに基づいて設定している。

保育料の設定については、国が「保育所徴収金基準額（以下、「国基準徴収金」という）」を定めているが、そのまま適用すると保護者の負担が大きくなりすぎるため、各自治体における実際の保育料は、国基準徴収金より低く設定されている状況である。

清瀬市においても、他の自治体と同様に、保育料を国基準徴収金より低く設定しており、国基準徴収金に対する保護者の負担している保育料の割合（以下、「徴収割合」という）は、平成24年度で47.6%となっている。残りの52.4%については、あらゆる年齢層から納められている「税」などによって賄われていることから、保育料の設定にあたっては、負担の公平性という観点から、多くの市民の納得を得られるものでなければならない。

☆国基準徴収金額表と市基準徴収金額表の比較（3歳未満児）

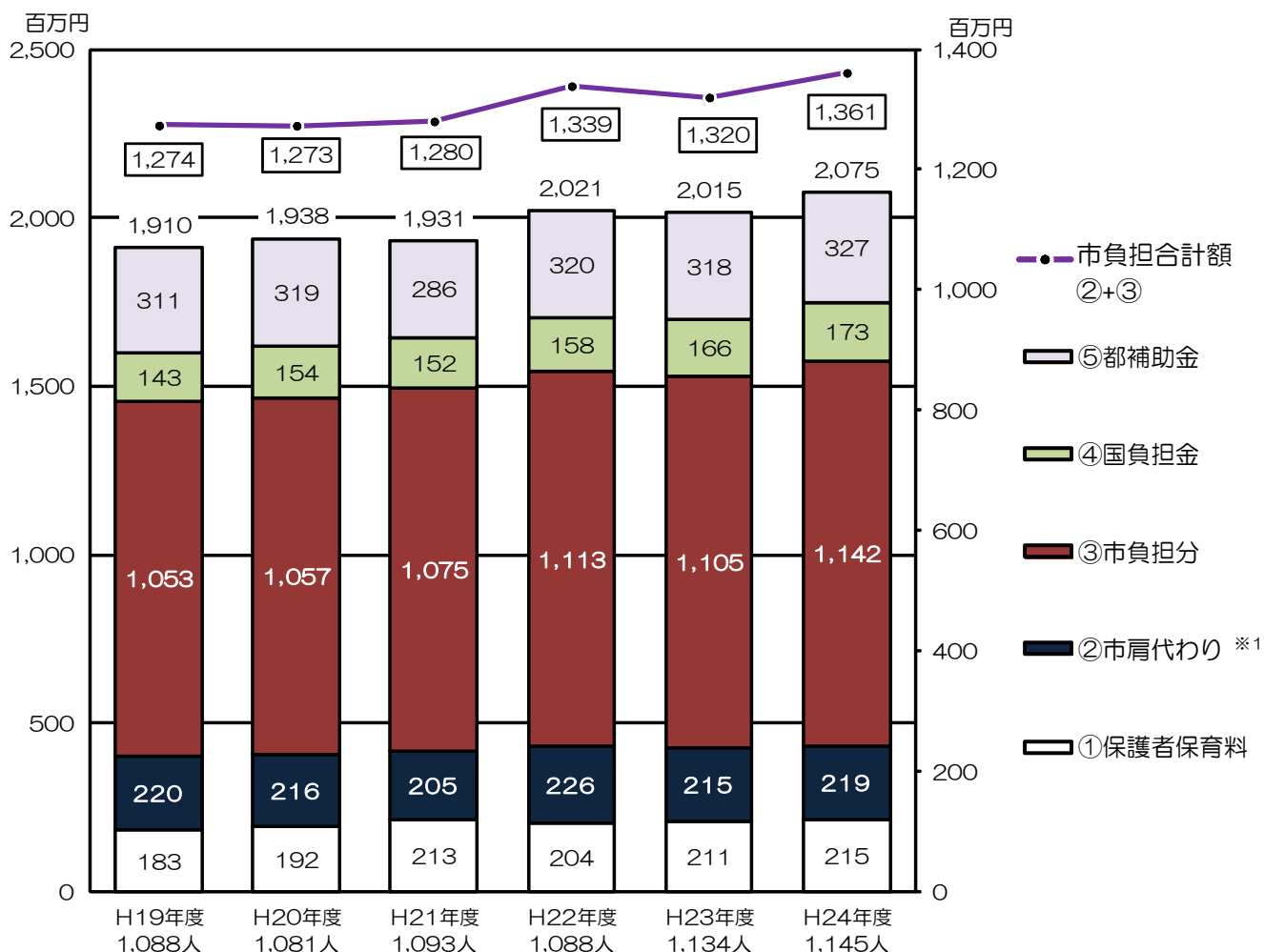
【国】			【市】			
階層	課税状態	保育料	階層	課税状態	保育料	
第1	生活保護世帯	0	A	生活保護世帯	0	
第2	市民税非課税世帯	9,000	B	市民税非課税世帯	0	
第3	市民税課税世帯	19,500	C	市民税均等割課税世帯	4,000	
				市民税所得割 10,000円未満	4,900	
市民税所得割 10,000円以上	5,600					
第4	所得税課税 40,000円未満	30,000	D	第1	所得税課税 2,000円未満	7,000
				第2	2,000円以上 12,000円未満	8,600
第3	12,000円以上 25,000円未満	10,300				
第4	25,000円以上 35,000円未満	13,500				
第5	35,000円以上 50,000円未満	18,500				
第6	50,000円以上 72,000円未満	23,500				
第7	所得税課税 40,000円以上 103,000円未満	44,500		第7	72,000円以上 120,000円未満	28,900
				第8	120,000円以上 180,000円未満	33,900
第6	所得税課税 103,000円以上 413,000円未満	61,000		第9	180,000円以上 230,000円未満	39,200
				第10	230,000円以上 280,000円未満	42,500
第7	所得税課税 413,000円以上 734,000円未満	80,000		第11	280,000円以上 330,000円未満	43,500
				第12	330,000円以上 380,000円未満	46,300
第8	所得税課税 734,000円以上	104,000		第13	380,000円以上 430,000円未満	47,100
				第14	430,000円以上 500,000円未満	50,600
				第15	500,000円以上 600,000円未満	50,800
				第16	600,000円以上 700,000円未満	51,300
				第17	700,000円以上	51,800

③認可保育園の運営費

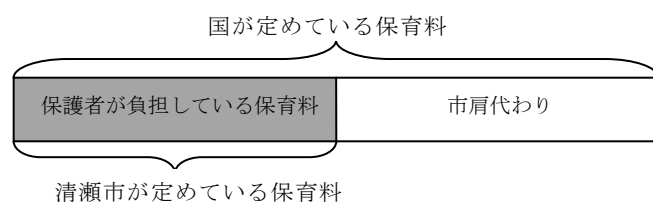
人件費や給食費、光熱水費などを含めた認可保育園の運営費については、保護者からの保育料、国の負担金、都の補助金、市の負担によって賄われている。清瀬市における運営費は、平成19年度においては、19億1,000万円であったが、平成24年度では20億7,500万円となっており、1億6,500万円増加している。この増加に伴い、市負担額についても、平成19年度においては12億7,400万円であったが、平成24年度では13億6,100万円となっており、8,700万円増加している状況にある。

このような状況の中、児童数は、平成19年度の1,088人から、平成24年度には57人増加の1,145人となっており、このことは、清瀬市が待機児童解消を図るため、保育サービスの量的拡充を推進してきたことによるものである。

☆認可保育園運営に係る市負担額の推移（施設整備費を除く）



※1：「市肩代わり」とは、国が定めている保育料と、清瀬市の保育料の差額。



3. 保育料の適正化

保育料の適正化を図る上で、次の①～⑥の項目を具体的な指針とし、⑦の基準額表を作成した。

① 徴収割合

保育料の適正化を検討する上で、所得階層区分や保育料については、自治体により様々な設定がされており、一概に比較が困難であるため、徴収割合を比較対象とした。平成24年度における多摩地域26市平均の徴収割合は、49.0%であるのに対し、清瀬市は47.6%と1.4ポイント下回っている状況である。このようなことから、当審議会では、徴収割合は多摩地域26市平均の49.0%を適正値として、基準額表の改定を検討した。

② 保育料

保育料については、応能負担を基本的な考え方とするが、生活保護世帯、市民税非課税世帯及び所得税非課税世帯については、消費税増税などを踏まえ、低所得者への配慮が必要と判断し、今回の見直しでは改定を行わず、現行の保育料と同額とした。また、保育料については、原則として改定率を均等にとすることとし、各所得階層間における公平性を確保した。

③ 所得階層

所得階層については、現行は22階層となっているが、多摩地域26市の平均が23階層であることや、きめ細かく階層を設けることにより、応能負担の適正化が図られることから26階層とした。なお、所得階層の細分化にあたっては、所得額の上限額を拡大し、現行のD17階層を3分割するとともに、所得額の範囲に規則性のなかった現行のD7・D8階層をそれぞれ2分割した。

④ 多子軽減

同一世帯から複数の児童が保育園等に同時に通園している場合については、保護者負担軽減の観点から、引き続き第2子については第1子の保育料の半額とし、第3子以降については無料とした。

⑤ 年齢区分

年齢区分については、国基準では「3歳未満児」「3歳以上児」の2区分としているが、応益負担の観点から、引き続き現行のとおり「3歳未満児」「3歳児」「4歳以上児」の3区分とした。

⑥ 固定資産税付加徴収金

固定資産税課税世帯については、本来の階層よりも1階層高くなるなど、付加徴収金を設定している自治体もあるが、保護者負担軽減の観点から、引き続き現行のとおり付加徴収は実施しないこととする。

⑦ 基準額表

4. 付言

当審議会では、保育料の適正化に向けて応能負担や保護者負担軽減など、様々な視点により全5回にわたる議論を重ねてきたところである。その中で、新たな基準額表には直接反映しなかった項目ではあるが、保育料の適正化を図る上で重要な事項について、以下のとおり申し添える。

①消費増税

消費税については、平成26年4月より現行の5%から8%に引き上げることが決定し、平成27年10月には10%への引き上げも予定されているところである。このような中、本答申において保育料を引き上げること結論づけるにあたり、その実施時期についても議論を重ねてきたが、今後、定員数拡大や消費増税に伴う保育園運営費の増加が見込まれる中、市の負担が増え、他の福祉分野への影響も懸念されることから、平成26年4月からの改定が適当と判断した。

②子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園と保育所の機能を併せもつ認定子ども園について、利用料を保育料の形で設定されることが予定されている。現在の利用者負担の水準や、利用者の負担能力に応じて保育料が設定されるとしているが、詳しい内容については、現在、国において議論されている。この制度では、国が示す基準に基づき、市が保育料を定めることになることから、今後の動向に注視しながら認可保育園の保育料についても調整を図っていく必要がある。

③基準額表

新たな基準額表については、消費増税や低迷が続く景気の動向を踏まえ、現行保育料からの急激な引き上げを避けるために、現行の基準額表をベースに検討を行ったため、所得階層幅や保育料の設定額に規則性がないなどの課題を完全に是正するまでには至らなかった。このようなことから、今後の見直しの中では、基準額表の抜本的な見直しについても検討されることが望ましい。

審議経過

区分	日程	内容
第1回	8月23日	会長・職務代理選出 市の財政状況及び保育事業の概要について
第2回	10月 2日	認可保育園における保育料適正化について
第3回	10月24日	認可保育園における保育料適正化について
第4回	11月28日	認可保育園における保育料適正化について 答申（案）の説明
第5回	12月12日	答申（案）の確認

委員名簿

(順不同・敬称略)

役 職	氏 名	備 考
会 長	辻 浩	日本社会事業大学社会福祉学部教授
職務代理	内 野 光 裕	清瀬ゆりかご幼稚園理事長
委 員	堀 淳 一	税理士
委 員	小 俣 みどり	NPO法人 子育てネットワーク・ピッコロ理事長
委 員	川 原 寿 春	NPO法人 子育てウイズアイ理事長
委 員	木 下 由 子	清瀬市男女平等推進委員会委員
委 員	稲 田 ヒロ子	清瀬市民生委員・児童委員協議会委員
委 員	堀 川 由 佳	清瀬市保育所父母の会連絡協議会
委 員	梅 原 慎 治	公募市民
委 員	金 子 浩 子	公募市民

清瀬市使用料審議会条例

昭和51年10月1日
条例第25号

(目的及び設置)

第1条 保育料及び市営住宅使用料の適正化について審議するため、市長の諮問機関として、清瀬市使用料審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、学識経験者及び一般市民のうちから市長が委嘱する委員15人以内をもつて組織する。

2 委員の任期は、市長の諮問に係る答申を終了したときまでとする。

(会長の選任及び権限)

第3条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(分科会の設置)

第5条 会長は、会議の運営上必要と認めるときは、分科会を設置することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。